

お詫びと訂正

『労災請求のABC(令和8年6月1日診療分～)』

本書の内容に、下記の誤りがございました。会員の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正をさせていただきます。

東京労働保険医療協会

記

【訂正内容】

- P16 ③ 疾患別リハビリテーション料の特例 項目「・労災独自点数・四肢加算」
 - 【誤】 疾患別リハビリテーション料の各規定の注5、注6及び注7については適用しない。(注6及び注7は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る)
 - 【正】 疾患別リハビリテーション料の各規定の注6及び注7については適用しない。(注7は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る)
- P17 ③ 疾患別リハビリテーション料の特例
 - 「疾患別リハビリテーション料の特例点数早見表」について、以下の内容を訂正。
 - ・「各種加算」における「早期リハビリテーション加算」の点数(25点→60・25点)
 - ・「各種加算」において「休日リハビリテーション加算」の欄を追加

※ 下記表を点線部で切り取り、該当ページへ貼付けご使用ください。

疾患別リハビリテーション料の特例点数早見表

疾患別リハビリテーション料		健保点数	労災点数	四肢加算×1.5	ADL加算	標準的基礎日数
心大血管疾患リハビリテーション料	(Ⅰ)	205	250	375	○	150
	(Ⅱ)	125	125	188	×	
脳血管疾患等リハビリテーション料	(Ⅰ)	245	250	375	○	180
	(Ⅱ)	200	200	300	×	
	(Ⅲ)	100	100	150	×	
廃用症候群リハビリテーション料	(Ⅰ)	180	250	375	○	120
	(Ⅱ)	146	200	300	×	
	(Ⅲ)	77	100	150	×	
運動器リハビリテーション料	(Ⅰ)	185	190	285	○	150
	(Ⅱ)	170	180	270	△	
	(Ⅲ)	85	85	128	×	
呼吸器リハビリテーション料	(Ⅰ)	175	180	270	○	90
	(Ⅱ)	85	85	128	×	
各種加算	早期リハビリテーション加算	60・25		【ADL加算の算定可否(記号について)】		
	初期加算	45		○：訓練室以外の病棟及び医療機関外で訓練を行なった場合に算定できる。		
	急性期リハビリテーション加算	50		△：訓練室以外の病棟で訓練した場合のみ算定できる。		
	休日リハビリテーション加算	25		×：ADL加算は算定できない。		
	ADL加算			30		

※令和6年6月からの算定基準一部改定において各疾患別リハビリテーション料について、職種の追加がありますが、点数については変更なし。

